

あなご

No.193

- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

第8回税に関する絵はがきコンクール

応募作品
VOL.3



古川第三小学校
鈴木 理文



古川第三小学校
今野 琉夏



古川第五小学校
小野寺 千慧



古川第五小学校
齋藤 愛夏



古川第三小学校
相澤 麻奈



古川第三小学校
石川 稜人



古川第五小学校
高橋 龍世



古川第五小学校
小松 尚生



古川第五小学校
後藤 拓馬



古川第五小学校
大沼 慶太



古川第五小学校
菅原 瑞希



古川第五小学校
紺野 瑛仁



古川第五小学校
千葉 脩斗



古川第五小学校
高橋 咲妃



古川第五小学校
其田 太郎



古川第五小学校
木村 愛琉



古川第五小学校
高橋 ひなこ



古川第五小学校
千葉 美月



古川第五小学校
早坂 泉音



古川第五小学校
佐々木 心咲

第5回定時社員総会を開催

広域の組織

としてこの地域の活性化につながる事業を一緒に考えて行く



佐藤会長は、挨拶の中で「大崎は一つ」という経済圏を大切にしたい、大崎法人会は唯一の広域的な組織として、この地域に活性化できる事業を多くの皆さんと一緒に考えていきたい」と活動の抱負を述べた。

提案した報告事項と議案を満場一致で可決承認された。来賓を代表し、中村靖古川税務署長、松ヶ根典雄大崎市産業経済部長（大崎市市長祝辞代読）が法人会活動に対する賛辞と今年度の活動を期待する祝辞が寄せられた。

総会後には、同会場で和やかな交流会が行われた。



加藤 正樹氏

定時社員総会記念講演会

【開催日】平成28年5月26日(木)

【テーマ】『ヒット商品に学ぶ知的戦略
“ヒット商品の裏舞台”』

【講師】日清食品ホールディングス(株)
元知的財産部長 加藤 正樹氏



総会記念講演会で
は、加藤氏の京都弁
に時折笑いも漏れ、
ヒット商品の食品業
界における裏表の話
に、参加者は熱心に
聞き入っていた。

第5回定時社員総会が5月26日大崎市古川の芙蓉閣において、中村靖古川税務署長、二瓶克之宮城県北部県税事務所長、松ヶ根典雄大崎市産業経済部長をはじめ多くの来賓のご臨席を頂き開催された。総会には、法令上の議決権を有する正会員が出席し、平成27年度事業報告・平成28年度事業計画・収支予算の報告と、平成27年度収支決算承認の議案が上程され、賛成多数で承認された。

平成28年度 事業計画

【公益目的事業-1】

◇税知識の普及と納税意識・納税道義の高揚並びに財政及び税制・税務に関する調査研究・意見に関する事業

1. 税知識の普及を目的とする事業

- ① 決算法人説明会の開催（案内・周知・開催）
- ② 年末調整説明会の開催（案内・周知・開催）
- ③ 新設法人説明会の開催（案内・周知・開催）
- ④ 一般税務研修会の開催（案内・周知・開催）
- ⑤ 租税教室の開催（案内・周知・開催）
- ⑥ 財政及び税制・税務に関する調査研究並びに、大崎市長と大崎市議会議長への提言に関する事業（提言・要望）

2. 納税意識・納税道義の高揚を目的とする事業

- ① ホームページ・メールマガジンの広報誌「おおさき」等による要望事項等税情報の周知発信（案内・誘導・周知）
- ② 税に関する絵はがきの募集と入賞作品の選考・表彰（小学生対象・案内・周知・実施）
- ③ 学生対象・案内・周知・実施
- ④ 税に関する絵はがきカレンダーの作成と配布（管内の小学校・教育委員会他配布揭示）
- ④ e・Tax

L Taxの利用推進（案内・周知）

【公益目的事業-2】

◇地域中小企業の健全な経営と発展に資する事業

① 実務セミナー（経営・人事・労務・財務・人材育成等）の開催（案内・周知・開催）

- ② 経営・経済・教養等講演会の開催（案内・周知・開催）
- ③ ホームページ・メールマガジン・広報誌「おおさき」等による経営情報提供（案内・誘導・周知）
- ④ インターネットセミナー及びeラーニングの提供（案内・周知）

【公益目的事業-3】

◇地域コミュニティの醸成を図りつつ、相互扶助による社会貢献事業

- ① 大崎福祉まつりの開催（案内・周知・実施）
- ② 障害者就労者雇用に関する情報の提供（案内・周知）
- ③ 使用済み切手の収集と寄付活動（案内・周知・実施・寄付）
- ④ 未使用タオルの収集と寄付活動（案内・周知・実施・寄付）
- ⑤ 障害者福祉施設等の訪問活動（情報共有）
- ⑥ 東日本大震災被災地への支援・復興

支援活動の実施（実施）

- ⑦ 地域のまつりに障害者施設等への寄付活動のための出店参加（案内・周知・実施・寄付）

【収益事業-収1】

◇組織構成員である会員企業の経営者・社員を対象とした共済制度の事務委託事業及び健康診断等の紹介事業

- ① 経営者大型総合保障制度の普及と推進（案内・周知）、加入者への御礼上と粗品の配付
- ② 企業防衛・福利厚生を目的とした法人会ビジネスガイド制度の推進と普及（案内・周知）
- ③ がん保険制度、介護保険制度、医療保険制度普及推進（案内・周知）
- ④ 定期健康診断・人間ドック制度の普及と推進（案内・周知）
- ⑤ PET検査の普及と推進（案内・周知）
- ⑥ 脳画像診断の普及と推進（案内・周知・取次）
- ⑦ 中小企業向け貸倒保証制度（取引信用保険）の普及と推進（案内・周知）
- ⑧ 制度推進における優遇推進員や代理店の表彰

【会員支援事業-他1】

◇会員相互の情報交換並びに交流に関すること、経営支援事業及び入会促進に関する事業

- ① 新年企業交流会の開催（案内・周知・開催）
- ② 役員研修会の開催（案内・周知・開催）
- ③ 部会員企業交流会の開催（案内・周知・開催）
- ④ 支部企業交流会の開催（案内・周知・開催）
- ⑤ 企業親睦パークゴルフ大会の開催（案内・周知・開催）
- ⑥ レンタカー制度の会員割引利用の促進（案内・周知）
- ⑦ 会員ホームページの無料紹介（案内・周知）
- ⑧ 入会促進に関する事業
- ⑨ 優良従業員表彰式の開催（案内・周知・表彰）
- ⑩ 企業事務支援アプリケーショ

【法人の管理運営】

- ① 総会、理事会、監査会、正副会長・委員長・支部長連絡会、総務委員会、支部総会、支部役員会、部会総会、部会役員会の開催
- ② 宮城県連↓総会、理事会、総務、組織、事業、税制、広報、厚生委員会、会長懇談会、合同委員会、役員研修会、部会連絡協議会、事務局長会議、事務局職員研修会への参加
- ③ 東北六県連↓理事会、運営協議会等への出席
- ④ 全法連↓ 全国大会、青年の集い、女性フォーラムへの出席
- ⑤ 友誼団体との協調
- ⑥ その他の事項



2016年
労働法改正
知っておくべき

育児・介護休業法 その他改正事項

注目されていた労働基準法の改正は、審議中ではありませんが、予定されていた平成28年4月の施行はされませんでした。

しかしながら、労働法関連において、今年度もさまざまな法改正が行われ、来年の改正が予定されているものがあります。

そんななかで、特に企業が知っておかなければならないのは、来年に予定されている「雇用保険法等の一部を改正する法案」です。

この改正は、現状の雇用情勢等を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げるとともに、高年齢者の雇用を一層推進し、さらに、労働者の離職の防止や再就職の促進を図るため、育児休業・介護休業の制度の見直しや雇用保険の就職促進給付の拡充等を行うことを目的としています。

雇用保険法の改正も重要ですが、育児・介護休業法

の改正が中心です。それでは、要点をまとめてみましょう。

育児・介護休業法

① 子の看護休業の取得単位の柔軟化

子の看護休業に関する制度について、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定める者（1日の所定労働時間が4時間以下の労働者）以外の者は、半日（所定労働時間の2分の1）で取得することができるとする。

ただし、労使協定で子の看護休暇を取得することができないものとして定めることのできる労働者に、業務の性質もしくは業務の実施体制に照らして、1日未満の単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働

者を加える。

② 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
1歳に満たない子の育児休業について、期間を定めて雇用される者は、1歳以降も雇用継続の見込みがあり、2歳までの間に更新されないことが明らかでない者としていたが、次のように要件が変更され、いづれもを満たすことで申出ができる。

1) 申出時点で同一の事業主に1年以上継続して雇用されていること（変更なし）
2) 子が1歳6か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合は、更新後のもの）が満了したことが明らかでない者

③ 育児休業等の対象となる子の範囲
法律上、親子関係に準じるといえるような関係にある、特別養子縁組の監護期間中である子、養子縁組里親に委託されている子を育児休業制度等の対象に追加する。

② 介護休業の分割取得

介護休業は、対象家族1人につき最大93日を1回の申出のみであったが、3回を上限として通算93日まで、分割取得することができるようになる。

② 介護休業の取得単位の柔軟化
子の看護休暇と同様に、半日（所定労働時間の2分の1）単位で取得できることができる。

③ 有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和
介護休業について、期間を定めて雇用される者については、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から1年までの間に更新されないことが明らかでない者としていたが、次のように要件が変更され、いづれもを満たすことで申出ができる。

1) 申出時点で同一の事業主に1年以上継続して雇用されていること（変更なし）
2) 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

④ 介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）

要介護状態にある対象家族を介護する労働者であって介護休業をしていない者に関して、労働者の申出に基づく連続する3年の期間以上の期間における所定労働時間の短縮その他の労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置（介護のための所定労働時間の短縮等の措置）を講じなければならない。

介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げの制度および介護サービスを利用する場合、労働者が負担する費用を助成する制度、その他これに準ずる制度のうちいずれか1つ以上の措置であって、少なくとも2回以上の申出が可能となる制度とする予定（「省令」）である。

現行では、これらの措置と介護休業を通算して93日の範囲内で利用できるものであったが、通算規定がなくなり、措置期間も93日から3年に拡大される。

なお、勤続年数1年未満の者と週の所定労働日数が

2日以下の者は、現行と同じく、労使協定により除外できる。

⑤介護のための所定外労働の免除

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、所定労働時間を超えて労働させてはならないことが新設される。

ただし、労働者からの請求が事業の正常な運営を妨げる場合は拒否することができ、また、労使協定により、次に掲げる労働者を対象としないことができる。

- 1) 引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
- 2) 請求をできないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの（1週間の所定労働日数が2日以下の労働者）

なお、1か月以上1年以内範囲内で、その初日および末日を明らかにして、制限開始予定日の1か月前までに請求しなければならず、時間外労働の制限（1か月24時間・1年150時間）と重複しないようにしなければならない。

雇用保険法の改正

(1) 雇用保険の適用対象の拡大等

65歳に達した日以後に新たに雇用される者について雇用保険の適用の対象とし、65歳以上の被保険者を高齢被保険者とする。

これに伴い、高年齢継続被保険者は高年齢被保険者に統一され、失業した場合には、高年齢求職者給付金が支給される。

また、就業促進手当、移転費、求職活動支援費、教育訓練給付金、育児休業給付金および介護休業給付金も支給対象となる。

(2) 就業促進手当の改正
厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であるものに支給される就業促進手当の支給額を、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の5から10分の6（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、10分の6から10分の7）を乗じて得た数を乗じて得た額に変更する。

(3) 広域求職活動費の改正

広域求職活動費の名称を求職活動支援費に改め、支給資格者等が求職活動に伴い次のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたとときに支給する。

① 公共職業安定所の紹介による広域圏の地域にわたる求職活動（受給資格者等が公共職業安定所の紹介により往復200キロ以上の遠隔地の求職活動を行う場合の交通費等を支給）

② 公共職業安定所の職業指導に従つて行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動（求職活動に際して必要性が高い短期の資格講座を受講する場合の受講費の一定割合を支給）

③ 求職活動を容易にするための役務の利用（求職活動に際して子どもの一時的預かりを利用する場合の費用の一定割合を支給）

(4) 育児休業給付金の支給対象となる子の範囲の拡大

育児休業給付金の支給対象となる被保険者の養育する子について、特別養子縁

組の監護期間中である子、養子縁組里親に委託されている子を新たに対象にすること。

(5) 介護休業給付金の支給回数制限の緩和
被保険者が対象家族を介護するための休業について、対象家族1人につき3回までの休業を介護休業給付金の支給対象とすること。

(6) 介護休業給付金の額に係る賃金日額の上限額の変更

介護休業給付金の額に係る賃金日額の上限額について、30歳以上45歳未満の受給資格者に係る賃金日額の上限額に設定されていたが、受給者の年齢層を実情に合わせ、45歳以上60歳未満の上限額とする。

(7) 介護休業給付金に関する暫定措置

介護休業給付金の額について、当分の間、被保険者が休業を開始した日に受給資格者となつたものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の40に相当する額を100分の67に引き上げる。

労働保険料徴収法

(1) 雇用保険率の改正

雇用保険率について、1千分の15・5（うち失業等給付に係る率1千分の12）（農林水産業および清酒製造業については1千分の17・5（同1千分の14）、建設業については1千分の18・5（同1千分の14））とする。なお、この改正は、平成28年4月1日から施行されています。

(2) 厚生労働省令で定める年齢以上の労働者に関する保険料免除措置の廃止

厚生労働省令で定める年齢（64歳）以上の労働者を使用する事業に係る一般保険料の額から、事業主がその事業に使用する労働者に支払う賃金の総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じることができ、これを規定等が廃止される。

ただし、経過措置として、平成31年度分までは免除され、平成32年4月1日から廃止となる。

施行期日

この法律は、平成29年1月1日から施行されます。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ定める日から施行されます。

- ① 労働徴収法（1）雇用保険率の改正：平成28年4月1日
- ② 雇用保険法（6）（7）介護休業給付金の賃金日額の上限額の変更および支給率の引上げ：平成28年8月1日

平成28年度税制改正のあらまし 法人課税

○成長志向の法人税改革

◆法人税率の引下げ等

	平成27年度		平成28・29年度	平成30年度
法人税率	23.9%	⇒	23.4%	23.2%
法人事業税所得割（標準税率）	6.0%		3.6%	3.6%
（参考） 国・地方の法人実効税率	32.11%		29.97%	29.74%

※ 平成28年度までは、地方法人特別税を含む

◆課税ベースの拡大等

- －租税特別措置の見直し（後掲）
- －減価償却の見直し（建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化）
- －欠損金繰越控除の更なる見直し（大法人の控除限度 平成28年度：所得の65%
⇒60%、平成29年度：所得の50%⇒55%）
- －法人事業税の外形標準課税の更なる拡大（現行（平成27年度）：3/8 ⇒ 平成28年度：5/8）

○租税特別措置の見直し

- 生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止（現行：即時償却等）
⇒平成28年度：特別償却率50%等
⇒平成29年度：廃止（平成28年度税制改正法案において明確化）
- 環境関連投資促進税制の見直し（売電用の太陽光発電設備の除外等）
- 雇用促進税制の見直し（対象地域・対象雇用者の限定）等

○地方法人課税の偏在是正（平成29年度～）

- 法人住民税法人税割の税率の引下げ及び地方法人税の税率の引上げ
- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止
- 法人事業税交付金の創設

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

- 地域再生法の改正を前提に、地方公共団体の行う同法の認定計画に記載された一定の事業に関連する寄附金を支出した場合の税額控除を創設

○復興支援のための税制上の措置

- 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一定の見直しを行いつつ、適用期限を5年延長（その際、被災地の実情等を踏まえ、一部要件緩和）等

お問合せは、古川税務署法人課税部門 TEL0229-22-1711（代表）まで

(公社)大崎法人会平成28年度優良従業員表彰式



企業発展に功勞した永年勤続従業員49名を表彰

6月17日大崎市古川の芙蓉閣に於いて、平成28年度優良従業員表彰式を開催した。企業からの推薦を受けた従業員は49名のうち、32名と事業主10名が参加し、佐藤俊明会長より、一人ひとりにねぎらいの言葉と共に表彰状と記念品が授与された。表彰式後は交流会を開催し、受章者や代表者が各テーブルに分かれ、仕事の体験談やゲーム等で、和やかな交流が行われた。

- ◎勤続三十年以上(敬称略)
 - ◇永塚 守(株仙北製材所)
 - ◇猪股 優(有堀越モーターズ)
 - ◇高柳 敏(株荒産業) ◇佐々木広義(株門田屋)
 - ◇齋藤浩秋(株プロスパイン)
 - ◇熱海良子(細倉武税理士事務所)
- ◎勤続二十年以上(敬称略)
 - ◇三神一彦(株プロスパイン)
 - ◇氏家直樹(株仙北製材所)
 - ◇片倉浩美・遠藤美代子・日野礼子(光電子株)
 - ◇青沼咲雄・青沼美子・和田由雄・安部正子(株エコサーブ)
 - ◇門間秀孝(株仙北設備工事)
 - ◇大川幸一郎(丸一運送株)
 - ◇石川順一・高橋千春・宮内英記(我妻建設株)
 - ◇須田加代子(東興包装材料株)
 - ◇小野寺久美(株プロスパイン)
- ◎勤続十年以上(敬称略)
 - ◇小野智章・田中敏雅・阿部とみ子(株エコサーブ)
 - ◇田中知恵子・高橋秀明・石垣博教・伊藤拓広(株共同システムサービス)
 - ◇菅野哲男・佐々木克美・斎藤真貴子・伊藤雅樹・伊藤憲一・坪井英則・狩野孝志(我妻建設株)
 - ◇長沼吉幸(有堀越モーターズ)
 - ◇福地寛文・兼子則宏・鈴木康弘(有宇高興業)
 - ◇森 訓(株グリーン東仙)
 - ◇手代信太郎(株リフレッシュかむろ)
 - ◇三塚 仁(丸一運送株)
 - ◇佐々木崇仁・永山悟(有小川左官店)
 - ◇後藤勝廣(東興包装材料株)
 - ◇安部美和(株荒産業) ◇高橋精一(有安住商店)
 - ◇佐藤裕之(株志田生コン)

企業に求められる健康経営を学ぶ

日時：平成28年5月19日(木)
場所：美里町・有友栄会館

内容：『企業に求められる健康経営』
講師：ティーパック社
特別認定講師 平山 貴之 氏
担当：遠田支部



大崎市産経部長産業振興策を語る

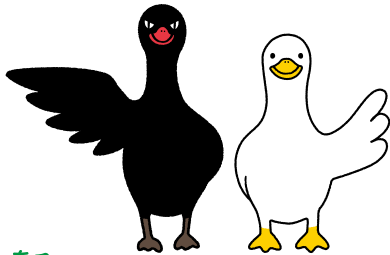
日時：平成28年5月11日(水)
場所：古川・グランド平成

内容：『大崎市と古川地域の産業振興地域づくりについて』
講師：大崎市産業経済部
部長 松ヶ根典雄 氏
担当：古川支部



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集团取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年度インシュアランス生命保険統計



がんを含む

病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	5日未満の場合	一律5日分	2.5万円
	5日以上の場合	1日につき	5,000円
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
	手術	入院中の手術 1回につき	5万円
		外来による手術 1回につき	2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき		5万円
入院前後の 通院	入院前(60日)、退院後(120日)の間で30日 1日につき		3,000円

終身

NEW!! ダックの医療相談サポート

※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集团取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身
三大疾病保険料払込免除特約なし

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2015年6月22日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

NEW!!

先進医療に備えたい

総合先進医療特約

三大疾病^{*}で
所定の状態になった場合、
以後の保険料が不要に

三大疾病
保険料払込免除特約

※がん・急性心筋梗塞・脳卒中

●契約年齢●
0歳~
満85歳
まで



—法人会—

心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days

三大治療もしっかり保障!

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物	50万円 5万円
	入院	1日目から 日数無制限	1日につき	5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき		5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
放射線	60日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
抗がん剤	治療を受けた月ごと 入院しなくても		乳がん 前立腺がんの ホルモン療法するとき	2.5万円 (給付倍率1倍)
	更新後の保険期間を含め通算300万円まで			5万円 (給付倍率2倍)

終身

10年更新

▼上皮内新生物は保障の対象外

プレミアムサポート

訪問面談サービス

専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料

【集团取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

※(抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。2015年6月現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に備えたい

がん先進医療特約

がん再発のリスクに備えたい

診断給付金
複数回支払特約

●アフラックの「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(総合先進医療特約)(三大疾病保険料払込免除特約)(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。●退職(脱退)後は個別料率の保険料に変更となります。●商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Affrac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

仙台総合支社

〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

AF法推-2015-0026 6月12日

URL

www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp